

第2回 東京都児童福祉審議会本委員会  
議事録

- 1 日時 令和3年11月26日(金) 18時00分～19時33分
- 2 場所 都庁第一本庁舎42階北側 特別会議室A

3 次第  
(開会)

1 新委員紹介

2 報告

令和2年度における各部会の審議内容について

- ・里親認定部会
- ・子供権利擁護部会
- ・児童虐待死亡事例等検証部会
- ・保育部会

3 議事

- (1) 東京都社会的養育推進計画の進捗状況について
- (2) 新たな専門部会の設置について

(閉会)

4 出席委員；

松原委員長、柏女副委員長、秋山委員、朝比奈委員、磯谷委員、  
伊藤委員、榎沢委員、大竹委員、おじま委員、川上委員、久保委員、佐久間委員、  
式場委員、白川委員、高橋委員、竹内委員、都留委員、貫名委員、宮田委員、  
山本(恒)委員、山本(真)委員、米原委員

5 配布資料

- 資料1 東京都児童福祉審議会委員名簿  
資料2 東京都児童福祉審議会行政側名簿

- 資料 3 令和 2 年度における各部会の審議内容
- 資料 4 「東京都社会的養育推進計画」における具体的な取組の進捗状況一覧  
(令和 2 年度末)
- 資料 5 新たな専門部会について

#### 資料 4

- 別添資料 1 多摩児相フォスタリング機関事業の検証結果
- 別添資料 2 里親養育専門相談事業（里親子のサポートネット）
- 別添資料 3 令和 3 年 1 0 月 1 1 日プレス資料（企業と連携し、里親の普及啓発を行います！）
- 別添資料 4 児童相談所の人材確保事業

午後 6 時 0 0 分

開 会

○少子社会対策部計画課長 お待たせいたしました。皆さん、こんばんは。本日は、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。ただいまより今期第 2 回の東京都児童福祉審議会本委員会を開会いたします。

私は、本審議会の事務局で、書記を担当しております福祉保健局少子社会対策部計画課長の木村でございます。よろしくお願ひします。着座にて進めさせていただきます。

開会に先立ちまして、委員の御出席について報告させていただきます。本審議会の委員数は 3 4 名でございます。本日御出席とお返事をいただいている委員は 2 2 名、所用のため御欠席とお返事をいただいている委員は 1 2 名でございますので、定足数に達していることを御報告させていただきます。少々到着が遅れている委員がいらっしゃるかもしれませんが、それ以外の方は皆様おそろいでございますので始めさせていただきますと思います。

最初に、お手元に配布いたしました会議資料の御確認をお願いいたします。

資料 1 東京都児童福祉審議会委員会名簿

資料 2 東京都児童福祉審議会行政側名簿

資料 3 令和 2 年度における各部会の審議内容

資料 4 「東京都社会的養育推進計画」における具体的な取組の進捗状況一覧（令和 2 年度末）

資料 5 新たな専門部会について

でございます。

以上の資料のほか、資料 4 の別添資料 1 から 4 を置かせていただいております。

過不足はございませんでしょうか。もしありましたら、事務局にお声をかけていただければと思います。

なお、本日の審議会は公開となっております。後日、議事録は東京都のホームページに掲載されますのでよろしくお願ひいたします。

御発言に際しましては、挙手の上、卓上マイクにありますボタンを押してから御発言いただきますよう、よろしくお願ひします。

続きまして、委員の紹介をさせていただきます。

本年 1 月 1 5 日に開催いたしました今期第 1 回の本委員会は書面での開催でございましたので、本日は委員改選後、対面で開催する初めての本委員会となります。したがって、今期、新たに御就任いただきました委員と、前回の本委員会以降、御就任いただきました委員について、資料 1 の名簿で御紹介させていただきます。

伊藤幸葉委員でございます。

○伊藤委員 よろしくお願ひします。

○少子社会対策部計画課長 おじま紘平委員でございます。

○おじま委員 よろしくお願ひいたします。

○少子社会対策部計画課長 掛川亜季委員でございますが、本日は所用のため欠席でございます。

佐久間玲子委員でございます。

○佐久間委員 佐久間でございます。よろしくお願ひいたします。

○少子社会対策部計画課長 中板育美委員でございますが、本日は所用のため欠席でございます。

行政側につきましては、資料2として名簿をお配りしてございます。変更のあった幹部職員のみ御紹介させていただきます。

福祉保健局長、中村でございます。

○福祉保健局長 中村です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○少子社会対策部計画課長 幹事長を務めます少子社会対策部長、奈良部でございます。

○少子社会対策部長 奈良部と申します。よろしくお願ひいたします。

○少子社会対策部計画課長 続きまして、書記を務めます育成支援課長、榎本でございます。

○少子社会対策部育成支援課長 榎本です。よろしくお願ひします。

○少子社会対策部計画課長 同じく書記を務めます保育支援課長、多田でございます。

○少子社会対策部保育支援課長 多田です。よろしくお願ひいたします。

○少子社会対策部計画課長 子供・子育て計画担当課長、中嶋でございます。

○少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 中嶋です。よろしくお願ひいたします。

○少子社会対策部計画課長 事業調整担当課長、青山でございます。

○少子社会対策部事業調整担当課長 青山です。よろしくお願ひいたします。

○少子社会対策部計画課長 認証・認可外保育施設担当課長、吉井でございます。

○少子社会対策部認証・認可外保育施設担当課長 吉井です。よろしくお願ひします。

○少子社会対策部計画課長 その他、関係職員が出席しておりますが、資料2をもって紹介に代えさせていただきます。

それでは、ただいまから今期第2回東京都児童福祉審議会本委員会を開催いたします。

議事に先立ちまして、福祉保健局長の中村から御挨拶を申し上げます。

○福祉保健局長 着座にて失礼いたします。改めまして、東京都福祉保健局長の中村でございます。

東京都児童福祉審議会第2回本委員会の開催に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

本日は本当にお忙しい中、夜の時間帯にもかかわらず、委員の皆様方には御出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、日頃から東京都の児童福祉行政の推進に御理解、御協力を賜りまして改めて御礼を申し上げます。

先ほど話もございましたが、令和3年期第1回の本委員会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言が発出されているといった状況もございまして、書面形式にて行わせていただきました。したがいまして、今回対面で行います初めての本委員会となります。委員の皆様方には、東京の児童福祉の向上・発展のために特段のお力添えを賜りますよう、改めましてお願いを申し上げます。

さて、本審議会では常設の4つの部会において、それぞれが所掌いたします事項について御審議をいただくほか、東京都が取り組むべき重要課題について専門部会を設置して御審議をいただき、御意見、御提言をいただいております。

昨年3月に策定されました社会的養育推進計画については様々な御意見をいただきましたが、後ほど計画の進捗状況を御報告させていただきます。

また、昨年12月には、新たな児童相談の在り方について、予防的支援、早期対応の抜本的強化に向けた御提言をいただきました。現在、東京都として予防的支援の取組を進めているところです。

今期の審議会でも、新たな専門部会を設置したいと考えております。後ほど、御相談をさせていただきたいと考えております。

東京都が広域的自治体として、今後さらに効果的な施策を展開していく。また、こういった非常に複雑な時代であってニーズも多様化している。また、多面的な視点が必要になる。こういった中で、委員の皆様方の知識、御経験に基づく御意見をいただいて東京都の施策に生かしていくことが重要であろうと考えておりますので、今後とも何とぞお力添えを賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○少子社会対策部計画課長 申し訳ございませんが、中村局長は所用によりここで退席させていただきます。

○福祉保健局長 申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。

(福祉保健局長退室)

○少子社会対策部計画課長 この後の進行につきましては、松原委員長にお願いいたします。

○松原委員長 改めまして、皆さんこんばんは。今日はよろしくお願いいたします。遅い時間にお集まりいただきまして、感謝しております。

今日は、議事として2つ、それから各部会の報告が用意されておりますので、次第に沿って進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、報告事項からスタートしたいと思います。昨年度の各部会の審議内容について報告させていただきます。部会ごとに事務局より説明をしていただいて、それぞれ部会長の方等から御意見や御感想を頂戴したいと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

○少子社会対策部育成支援課長 それでは、資料3「令和2年度における各部会の審議内容」をご覧いただきたいと思います。

まず、私、育成支援課長の榎本から、里親認定部会の状況について御報告をさせていただきます。

1 ページをお願いいたします。

「1 開催回数」でございますが、令和2年度は例年同様6回ございました。

「2 審議件数」でございますが、令和2年度は養育家庭、養子縁組里親、ともに新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして諮問件数が減少しております。合計121件の諮問のうち、適格が120件、不適格が1件ございました。

以上でございます。

○松原委員長 ありがとうございます。

それでは、磯谷部会長、何かありましたらお願いいたします。

○磯谷部会長 部会長の磯谷から、少しだけお話しさせていただきます。

今お話もありましたように新型コロナウイルス感染症の影響がございまして、オンラインでの開催というのも何度か経験をいたしました。最初は戸惑いもございましたけれども、結局は慣れますと、特に議論に影響があったというふうには思っておりません。それぞれ委員の皆様にも活発に御意見をいただいたと思っております。

ただ、強いて言えば、少し事務局のシステムに若干課題があってなかなか音がうまく伝わらなかったりということもありました。これは、委員のほうはそれぞれ1人が自分のところだけケアをすればいいのですけれども、事務局はたくさん的人数がいらっしゃる中での参加ですのでやむを得ないとは思いますが、ただ、今後も新型コロナウイルス感染症のみならず色々なパンデミックが予想されますので、引き続き改善は必要なのではないかと思っております。

内容的には、これまでの大きな傾向は変わらず、養育家庭に申請される方については子供がいらっしゃるというケースもございますけれども、社会的に役に立ちたいという思いから申請をされる方が少なくはありません。

それに対し、養子縁組里親のほうについて、もちろん社会的な意義というのは十分御理解いただいているわけですけれども、やはりほとんどのケースでは子供に恵まれないというところが基本的には動機になっているようにうかがえます。

それに加えて、外国籍の方、あるいはかなり外国の文化になじまれた方が養子縁組について、おそらく日本の一般の方々よりもややハードルが低いのかなと思っておりますけれども、そういった方々からの申請というものも少しございます。

また、今回、1ページの下のところにも少し書いてありますけれども、養子縁組里親と養育家庭の二重登録を認めるという運用が始まりました。

ただ、我々の審議としては、それぞれの要件を引き続き検討しているということでご

ざいまして、審議そのものとしてはあまり影響がないのかなと思っております。

先ほど、不適格が1件出たというところでございました。もとより非公開でございますので具体的なお話はできないのですが、要件に照らして満たさないのではないかとということでそのような御意見を申し上げた次第です。

あとは、引き続き適格であったとしても、それぞれの委員の専門分野から懸念がある部分については積極的にコメントをさせていただいております。それを生かして、児童相談所も委託、あるいはその後の支援をしていただければと思っております。

今、家族の形というのがやはり変化する時代でございますので、私どももそういった変化も踏まえながら引き続き慎重に、また、しっかりと審議をしていきたいと思っております。

以上です。

○松原委員長 ありがとうございます。御発言は後でまとめておありになればということで伺いたいと思いますので、先に進みたいと思います。

それでは、子供権利擁護部会についてお願いします。

○少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 それでは、続きまして子供権利擁護部会について、子供・子育て計画担当課長の中嶋より御説明申し上げます。

資料の2ページをご覧ください。

「1 開催回数」ですが、令和2年度も例年と同様、12回開催してございます。

「2 審議件数」ですが、令和2年度は57件で、その内訳としましては「(1) 児童又は保護者の意向と児童相談所の措置が一致しない事例」が47件、「(2) 児童相談所長が必要と認める事例」が9件、「(3) 緊急を要し、諮問する暇がなく事後報告となった事例」が1件でございます。

続いて、「3 被措置児童等虐待の状況報告件数」でございます。令和2年度の被措置児童等虐待の通告受理件数は48件、このうち今月1日時点で調査済みのものが47件、調査の結果、虐待に該当と判断したものが40件という状況でございます。

虐待該当の内訳ですけれども、社会的養護関係施設が32件、里親等が4件、一時保護施設等が3件、障害児施設等が1件となっております。

私からの御報告は以上となります。

本日こちらの部会の部会長である藤岡委員につきまして所用のため御欠席となっておりますが、事前に御意見を伺っておりますので、私から代読にて御報告させていただければと思います。

まず「2 審議件数」については例年と同様でしたが、「3 被措置児童等虐待の状況報告件数」の件数の増加というものが、昨年度の大きな特徴としてあるということです。令和元年度に比べて受理件数は13件増加で、かつ虐待該当件数が倍となっております。

この要因に関しては様々なことが考えられるのですが、1つとしてはコロナ禍の状況

下で潜在的に存在していたと思われる、施設や養育家庭での様々な課題が顕在化してきたものと考えられます。

また、併せてコロナ禍の状況であるからこそ、施設長をはじめ、研修や人材育成の担当者や里親の支援者に対して、施設職員や里親のような支援者をきめ細かく支援するということの必要性について折に触れて伝えていただき、具体的に手だてを考えていただくことが大事であると考えます。

以上でございます。

○松原委員長 ありがとうございます。

それでは、児童虐待死亡事例等検証部会をお願いします。

○少子社会対策部家庭支援課長 資料の3ページをお願いいたします。児童虐待死亡事例等検証部会の審議内容につきましては、私、家庭支援課長の吉川から報告をさせていただきます。

まず、「1 開催回数」でございます。令和2年度は開催回数8回、またヒアリングは12機関に対して実施をいたしました。

「2 審議内容」でございます。下の囲みの部分でございますが、令和元年度検証では平成30年度中に発生した重大な児童虐待事例の15事例全てを検証いたしました。このうち3事例は部会による詳細な検証を行いまして、昨年12月に報告書として公表いたしました。

また、令和2年度の検証では、令和元年度中に発生した重大な児童虐待17事例全てを検証いたしました。このうち、5事例は部会による詳細な検証を行いまして、昨日、11月25日に報告書を公表させていただいたところでございます。概要につきましては、4ページ以降におつけしておりますのでご覧いただければと思います。

私からの御報告は、以上です。

○松原委員長 ありがとうございます。

大竹部会長、いかがでしょうか。

○大竹委員 ありがとうございます。

今、事務局から数等については御説明がありました。今回の検証対象となった17事例の子供18人のうち、0歳児が12人で3分の2を占めており、この中には、母子健康手帳が発行されず、ゆりかご面接や妊婦健康診査などが行われていない事例もありました。

ですから、妊娠期からの相談支援体制の充実というものはまさに虐待発生予防には特に重要である、そのためには、東京都及び区市町村には、妊娠期からの切れ目のない支援の強化とともに、妊娠期のうちに出産や育児に関する知識や支援を得られないまま出産に至るおそれのある妊婦に対し、更なる環境の整備、充実を求めていきたいと提言として挙げさせていただいております。

また、現在、東京都と区市町村が取り組んでいる児童相談部門と母子保健部門が連携



し、積極的なアウトリーチにより、子育て家庭との信頼関係の構築を図る取組の成果なども期待していきたいと思っています。

さらに、今、保健医療分野で取り組まれているという将来の妊婦を見据えて、男女を問わず、小児、思春期から継続して健康管理を促すプレコンセプションケアという考え方も必要であると考えております。

また、今回ヒアリングを実施した5事例のうち3事例が特定妊婦の事例であったということで、特定妊婦については区市町村が中心となって出産前、出産後の支援を行っておりますけれども、児童相談所においては要保護児童対策協議会を通じて要支援ケースを把握することだけではなくて、特定妊婦として受理の上、関係機関との情報共有や連携、児童相談所の機能について保護者への説明等、対応が必要であるというようなことを改めて認識していただきたいと思っています。

最後ですけれども、今回の事例の中では過量服薬の再開であるとか、保護者からの関与拒否、子供、乳児の様子が確認できないなどの各事例における限界線及び限界線を超えた場合の対応方針をあらかじめ設定の上、関係機関で共有しておくことが必要である、状況全体が悪化するリスクや、限界線を超えそうな兆候が見られた時点で現状の再把握及び再評価を行い、対応方針を検討することも大切であるということを私たちは提言としてさせていただきました。

以上でございます。

○松原委員長 ありがとうございます。

続いて、保育部会について御報告をお願いいたします。

○少子社会対策部保育支援課長 続きまして、資料の9ページが保育部会の審議内容となります。私、保育支援課長の多田より説明をさせていただきます。

「1 開催回数」ですけれども、令和2年度は15回となっております。

「2 審議件数」ですけれども、計画承認の件数が135件、設置認可の件数が154件となっております。

答申の保留の件数ですけれども、計画承認は3件あります。ただ、その3件は一旦保留とされたものであり、その後、確認内容を報告し、計画承認されております。

また、設置認可の保留の括弧内の2件ですけれども、工事の遅れで保留とされたものであります。1件は、令和2年度内の3月中に再審議し認可、またもう一件は翌年度の令和3年度になりましたけれども、4月に再審議し、認可をされております。

その下の「保育所に対する事業停止命令」、「認可外保育施設に対する事業停止命令・閉鎖命令」については0件となっております。

私からの説明は、以上でございます。

○松原委員長 それでは、山本部会長お願いします。

○山本（真）委員 部会長の山本から少しコメントさせていただきます。

資料を見ていただければお分かりのとおり、平成28年度から5年経過いたしまして、

子供・子育て支援制度が本格的に開始されて、計画承認、設置認可ということを保育部会で行ってきましたけれども、諮問される保育所の件数は大分少なくなってきております。

令和2年度には135件と、ピーク時の平成30年度の324件と比較し約半分以下ということになっておりますので、大分、都内の待機児童の状況は落ち着いてきているのかなというところが見て取れます。

また、定員を充足していない保育所なども見受けられるという報告が部会の中で自治体からも寄せられていたり、定員減の申込みも市町村に寄せられているという実態もあるようですので、今後は都内の保育サービスの供給量をどのようにコントロールしていくのかということも含めて検討していく必要があるかと思えます。

また、現在ははまだ認証保育所の認可保育所への移行を積極的に自治体のほうでお勧めしているところもありますので、認可移行は行われているということと、あとは近年多いのが、公立とか公私連携から民間移譲に移行するというケースで、完璧に民間に移譲するというような形での承認が増えてきています。

これは、5年ぐらい前から指定管理制度なども含めて民間委託という形で保育サービスが移ってきているところで、最終的には民間に全てを移譲するという形の自治体が多くなってきているところかと思えます。

その中で出てきた問題として、例えば、避難方向は2方向避難ということが東京都では決められているのですが、昭和40年、50年代に建てられた古い建物の場合は2方向避難ができない形の建物であるような場合もありまして、このようなときは建て直しをすればまた別ですが、計画承認の時点では古い建物のままですので、2方向が確保できないというようなことも起こってきています。

その場合は、部会からは、このままでいいというのではなくて、消防署との訓練をしっかりとしたり、隣近所との連携も図って子供たちが無事に災害のときには避難ができるように準備をしておくなどの防災訓練、計画をきちんと立てるようなというような助言を付したりしております。

また、保育・教育の目標、理念ですね。こちらの記載に少し不適切な言葉が使われている事業者が多くなってきているというところもあります。多くは保育所保育指針などに基づく内容で書かれてはいるのですが、やはり少しここの公的な書類に書くのにはいかなものかというような認可外保育施設や認証保育所といったところからの移行の場合は助言が付されております。

また、新型コロナウイルス感染症関係で言いますと、先ほどもありましたけれども、資材の調達が遅れて工期がずれ込んだために認可が年度内に間に合わなかったというような例もありますけれども、そのことを適宜、東京都にきちんと報告をしていなかったり、また、最終的なめどを立てられなくて年度を越してしまったといったようなことがあり、申込み者に対しては代替の保育施設を自治体で用意していただくなど、急遽対

応したという事例もございます。

また、保育以外の業態、業種、例えば高齢者福祉やその他のレンタル業などを行っているような事業者の場合は、経営状態がかなり悪化し問題になっているというところもありまして、財政的なチェックも十分に行っていく必要があるということを部会の中では指摘をしております。

数としては落ち着いてきていますが、今後は保育の質も含めて十分な保育サービス、保育の提供ができるような形で部会では助言を続けていくつもりです。

以上です。

○松原委員長 ありがとうございます。

それでは、4つの部会の御報告をいただき、各部長あるいは代理の方からの御感想等、御意見も伺いました。4つを通じて、皆様方から何か御質問、御意見がありましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○柏女副委員長 子供権利擁護部会の被措置児童等虐待の状況報告件数の件なのですけれども、藤岡委員のメモでも少し言及がありましたが、これまで虐待該当になる件数はそんなに多くはなく、受理件数の半分ぐらいだったわけですけれども、昨年度一挙に倍増になったということです。

東京都は例年、被措置児童等虐待の件数が多いわけですが、それはそれで透明度が高いということがあって、多くの被措置児童等虐待が表に出てきているということは言えると思うのですが、それにしても昨年度の虐待該当の件数が非常に多いということ、割合そのものも高くなっているというのはこの状況報告の在り方、つまりその内容とか、あるいは検証の方法を変えたからなのかもしれないなと思ったものですから、少し理由を伺えればと思いました。

以上です。

○松原委員長 部会委員の方、あるいは事務局のほうでどうぞ。

○少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 中嶋から御説明させていただきます。

この件数の増の要因というところかと思うのですけれども、虐待該当判断の判定基準といえますか、判断の仕方について令和元年度以前と令和2年度で大きく何か変わったということは基本的にはありません。

児童虐待対応の手引き、国から出ているものがございますので、基本的にはそちらの考え方にのっとって調査を進めて判断していくものですので、判断基準が変わったり、大きく調査手法が変わったということはないかと思えます。

それで、個別の報告事例に関する内容は、この場合は公開ということもあって御説明、言及はできないものではあるのですけれども、報告されている内容の傾向も大きく変わっているということではないのかなと思うのです。こういう例が過去にもあったなというものが、令和2年度もやはり出てきているというような状況があるかと思えます。

○松原委員長 よろしいですか。

○柏女副委員長 総務省から厚生労働省への勧告で、被措置児童等虐待があっても調査が行われていないケースが多いということがきていて、それをしっかりと被措置児童等虐待の通告等があった場合には対応するべきだということで、近く厚生労働省の検討会も開催されると聞いているのですけれども、どのような形で状況報告というものの判断基準をつくっているのか、そこはしっかりとしておいたほうがいいのではないかと思います。

透明度が高いということもあるので、件数が多いこと、あるいは認定された件数が多いこと、それそのものは色々な考え方があると思いますのでいいのですけれども、やり方をちゃんとして透明度を高めておくことは大事なかなと思いました。とても大事なことだと思っていますので、御検討よろしく願いいたします。

○少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 御指摘ありがとうございます。

○松原委員長 ほかはいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、審議事項に入りたいと思います。1番目の議事ですが、「東京都社会的養育推進計画の進捗状況について」ということがテーマになります。この計画は、平成31年期の専門部会で内容を検討して令和2年3月に策定されたものです。計画の中で、数値目標や評価のための指標等を設定しております。事業の進捗状況については、毎年度この本委員会で報告することとなっていることから、今日は議事として取り上げるということになります。

まず、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○少子社会対策部育成支援課長 それでは、資料4「『東京都社会的養育推進計画』における具体的な取組の進捗状況一覧」をご覧くださいと思います。

本計画では、今後の東京都の施策の方向性として6つの柱で整理してございます。

1つ目は「家庭と同様の環境における養育の推進」。

2つ目は「施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備」。

3つ目は「社会的養護の下で育つ子供たちの自立支援」。

4つ目は「児童相談所の体制強化」。

5つ目は「一時保護児童への支援体制の強化」。

6つ目は「子供・子育て家庭を支えるための取組」となっております。

それでは、各項目における進捗状況について御説明いたします。

まず、「1 家庭と同様の環境における養育の推進」でございます。こちらでは、具体的な取組として3つ掲げてございます。

まず、「(1) 里親制度の普及、登録家庭数の拡大、委託の促進」でございますが、こちらは里親等委託率を37.4%とすることを目指し、里親制度の普及啓発やリクルート活動、未委託の登録家庭に対して養育機会の提供などの取組を推進することとしてございます。

これまでの取組状況でございますが、里親制度の普及啓発では、不妊治療を行っている医療機関に対しまして里親制度のリーフレットの配布や区市町村ごとに養育家庭体験発表会などを実施してございます。

里親研修につきましては、親子再統合に関する研修などフォローアップ研修を全部で11講座実施してございます。また、未委託の家庭に対しましては里親トレーニング事業を13講座実施してございます。

その他に、昨年10月より養子縁組里親がマッチングを待つ間に養育家庭として児童を受託できるよう、二重登録を可能とする運用を開始してございます。

続きまして、「(2)里親に対する支援」でございますが、里親が委託児童を養育しやすい社会となるよう、企業に対する里親制度の理解を深める取組や、里親に対して一貫性、継続性のある支援をするためのフォスタリング機関の活用を進めることなどを実施してございます。

これまでの取組状況でございます。まず里親の普及啓発でございますが、こちらは資料をつけておりますので別添資料3をご覧くださいと思います。

こちらは、企業と連携し、里親制度の普及啓発を行ってございます。昨年度は9社でございましたが、今年度は10社と連携し、具体的には各企業が社内でポスターの掲示やリーフレットの配布、動画放映などを行うとともに、生命保険会社では顧客等に対して里親制度の周知を図るためのチラシを配布するというをやってございます。

資料4にお戻りいただきたいと思います。

続きまして、フォスタリング機関事業についてでございます。フォスタリング機関事業は、里親のリクルート及びアセスメント、里親に対する研修、児童と里親のマッチング、委託中及び措置解除後の支援に至るまで一貫して民間機関が実施しているものでございます。

こちらにつきましても、本日資料をつけておりますので別添資料1をご覧くださいと思います。このフォスタリング機関事業は、昨年10月から多摩児童相談所において開始をしてございまして、その現時点での状況でございます。

まず「リクルート」活動につきましては専任の職員を配置し、地域に根差した支援を積極的に行うとともに、多摩児相フォスタリング専用のホームページを設け、里親希望者からのメールによる相談も行っております。こうした取組の結果、里親希望者からの問合せ件数や里親希望者面接の実施件数などが増加してございます。

続いて「研修」でございます。こちらは本事業の受託者である児童養護施設二葉学園において研修を実施しておりますが、身近な会場で研修を受講できるということと、里親の希望に沿ったグループワークを設定するなど、一部の科目では柔軟な対応も可能としているということで、参加された方からは高い評価をいただいております。

最後に「委託児童への支援」でございます。こちらは、連絡が途絶えがちな元委託児童に対しLINEシステムを活用してアフターケアにつなげたり、委託児童の自立に向

けた勉強会なども実施してございます。

資料4にお戻りいただきたいと思えます。

続いて、令和2年度の実績はございませんが、今期第1回の本委員会で御報告した里親子のサポートネットについて、本年7月から開始しておりますので御説明をしたいと思います。お手数ですが、別添資料2をご覧くださいと思えます。

改めまして、こちらの事業の「目的」でございまして、子供の最善の利益を守るため、里親子や児童相談所から意見を聴く仕組みを構築することとございまして。

「制度概要」でございまして、こちらはあくまでも児童相談所の措置権を拘束するものではなく、里親と児童相談所の意見の調整に努めるものでございまして。

対象案件としては、チーム養育の中で調整できなかった案件で、里親や児童相談所が第三者の関与のもと、今後の養育の在り方を検討したいと考えるケースでございまして。弁護士2名と公認心理士3名の専門相談員により事業を開始してございまして。

お手数ですが、資料4にお戻りいただきたいと思えます。

3つ目の「特別養子縁組に関する取組の推進」でございまして。

家庭養育優先の原則に基づき、永続的解決としての特別養子縁組に関する取組を推進するため、養子縁組里親の支援の充実、特別養子縁組を前提とした新生児委託の推進などを図ることとございまして。

これまでの取組状況でございまして。新生児についてできる限り早期に特別養子縁組ができるようにするための事業でございまして新生児委託推進事業ですが、令和2年度は2つの施設で実施いたしまして、委託実績は12件でございました。

また、民間の養子縁組あっせん機関に対して、助成事業の実施や児童相談所とあっせん機関との連携会議なども実施してございまして。

続きまして、施策の方向性の「2 施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備」でございまして。こちらにも、具体的な取組は3つございまして。

まず「(1) 施設の小規模かつ地域分散化の促進」でございまして、こちらは施設で生活する児童ができる限り良好な家庭的環境で養育されるよう、引き続き小規模化・地域分散化に対応する整備を支援するなどの取組を進めております。

これまでの取組状況ですが、グループホーム・ファミリーホームの支援体制を強化するグループホーム・ファミリーホーム設置促進事業は30施設に補助してございまして。こうした取組をした結果、令和2年度末時点でグループホームにつきましては162ホームとなっております。

「(2) ケアニーズが高い児童に対する専門的なケアの充実」でございまして、こちらは児童のケアニーズに応じた治療的・専門的ケアの充実を図るため、職員の配置増や専門職の配置による支援体制の強化などの取組を進めることとございまして。

これまでの取組状況ですが、虐待等により問題を抱える子供たちへのケアを充実させるため、精神科医や治療担当職員を配置するとともに個別ケア職員を配置するなど、児

児童養護施設の機能強化を図る専門機能強化型児童養護施設については令和2年度末で42施設となっております。

また、重篤な症状を持つ児童の早期改善を図るため、生活支援・医療・教育を一体的に提供する連携型専門ケア機能モデル事業につきましては東京都石神井学園において実施しております。

「(3)施設の多機能化」でございますが、施設において小規模かつ地域分散化により、空いたスペースや蓄積した支援のノウハウを生かし、在宅子育て家庭や里親に対する支援などの多機能化を推進することとしてございます。

これまでの取組状況ですが、空きスペースを活用した一時保護や、ショートステイの実施、地域の家庭の子育て相談への対応などを実施しております。

1枚おめくりいただきたいと思っております。施策の方向性の「3 社会的養護の下で育つ子供たちの自立支援」でございます。

こちらの具体的な取組ですが、施設や養育家庭等で生活する児童の進学や就業に向け、自立のための準備や課題解決を支援するとともに、進学・就業後も自立した生活の安定を図るため、個々の状況に応じた相談・指導を充実することとしてございます。

これまでの取組状況でございますが、児童の自立支援にあたる専任の職員を配置する施設に対して補助し、入所中だけではなく退所後も継続した支援を行える体制の整備に取り組んでございます。令和2年度は、72施設に自立支援の専任職員が配置されてございます。

続きまして、施策の方向性の「4 児童相談所の体制強化」でございます。こちらは、具体的な取組は2点ございます。

「(1)児童相談所における人材の確保及び育成」ですが、児童福祉司・児童心理司の更なる増員や職員の負担軽減とともに、経験の浅い職員に対する指導や研修等の充実を図ること、日常的に弁護士に相談できる体制整備、児童の治療指導等への医師の活用などの充実を図ることとしてございます。

これまでの取組状況ですが、児童福祉司、児童心理司などの増員や、デジタルを活用した児童相談所業務の効率化を図っております。

こちらにつきましても本日資料を添付しておりますので、別途説明させていただきます。

○少子社会対策部家庭支援課長 それでは、別添資料4を御用意ください。

「児童相談所の人材確保事業」として今年度から展開しているものでございます。こちらは令和3年度からの実施となっておりますので、これまでの取組状況の中ではなく本資料で説明させていただければと思います。

まず現状でございますけれども、都の児童福祉司につきましては国の3万人に1人という政令に基づく配置基準に対しまして大幅に不足しており、また、採用につきましても選考申込み者数が毎年減少傾向となっているような状況でございます。こうしたこと

から、魅力ある人材確保策が必要ということで今年度から新たに取り組んでいるところでございます。

まず「1 児童相談所の職員の増員」につきましては先ほども説明がございましたとおり、児童福祉司を年々、増員を図っているところでございます。

「2 採用活動担当の専任チームの新設」ですが、今年度から児童相談センターに専任チームを新たに設置いたしまして、児童相談所のOBが大学、もしくは養成校を訪問いたしまして早い段階から児童相談所の魅力をお伝えしていくというようなことに取り組んでいるところでございます。

「3 訴求効果の高い情報発信」については2点ございます。

「(1) 児童相談所職員専用採用ホームページの開設」でございますが、こちらは応募者と双方向のやり取りですとか、動画など多様なコンテンツを用いた情報発信を行いまして、応募につながる可能性の高い候補者への確実なアプローチを実施しているところでございます。

「(2) 児童相談所職員採用向け広報動画等を作成」でございますが、現在着手をしているところでございまして、これを活用し、児童相談所職員としてのやりがいや魅力について訴求力のある広報媒体を作成しまして、こういった媒体を活用して大学や、採用を希望されている方への周知などを図っていきたいと考えております。

「4 児童相談所職員のための民間アパート等の借り上げ」でございます。こちらも、現在準備をしているところでございます。都が直接民間アパートを借り上げて、若手職員の確保・定着に寄与していきたいと考えているところでございます。

人材確保事業については、以上でございます。

○少子社会対策部育成支援課長 それでは、また資料4をご覧いただきたいと思っております。

具体的取組の「(2) 中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組」でございますが、児童相談所の設置を計画している市区からの派遣研修の受入れや研修の実施等により、人材育成に協力するほか、情報共有を図ることとしてございます。

これまでの取組状況ですが、84人の派遣研修を受け入れ、荒川区、世田谷区、江戸川区において区の児童相談所が既に設置されてございます。

続きまして、施策の方向性の「5 一時保護児童への支援体制の強化」でございます。

具体的な取組は一時保護の需要に対して必要な一時保護所の定員を確保するとともに、一時保護委託の積極的な活用、または子供の権利が尊重され、児童が安心して生活ができるよう、児童の年齢等に応じた個別対応環境の整備を推進することとしてございます。

これまでの取組状況ですが、一時保護委託ガイドラインの作成、一時保護所支援改善検討会報告書に基づき、子供の安全・安心な環境で生活が送れるような支援を実施してございます。

施策の方向性の最後の「6 子供・子育て家庭を支えるための取組」についてでございます。具体的な取組は2つございます。



「（１）当事者である子供の権利擁護の取組」ですが、こちらにつきましては次の議題でございますので説明は割愛させていただきます。

「（２）区市町村の子供・子育て支援体制の構築に向けた取組」でございますが、在宅で生活している子供や家庭に対する支援体制を構築するため、相談支援や支援メニューの充実、保護者に強い育児疲れや不安がある家庭や、不適切な養育状況にある家庭の児童を養育するショートステイなど、ニーズに応じた支援体制を構築する区市町村を支援することとしてございます。

これまでの取組状況ですが、ショートステイ事業に対して20弱の自治体に包括補助を実施してございます。

本日は資料の中で、進捗状況一覧ということで評価のための指標というものもつけさせていただいておりますので、「『東京都社会的養育推進計画』における具体的な取組の進捗状況一覧」と書かれた資料をご覧くださいければと思います。

説明は以上です。

○松原委員長 ありがとうございます。

それでは、皆様からの御質問や御意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

秋山委員どうぞ。

○秋山委員 秋山です。詳細な御説明ありがとうございます。

1点、教えていただきたいことがあります。「3 社会的養護の下で育つ子供たちの自立支援」の自立支援強化事業についてです。私は児童虐待死亡事例等検証部会の委員ですが、その検証の際に施設経験者が対象になっているときがございます。その際に、退所後の支援が不明なことがあります。そこで、この自立支援強化事業について施設間で差がないかどうか、またはその自立支援の方法に対してガイドライン、手引き等で支援の内容が統一されているかどうかを教えてください。

○松原委員長 事務局、いかがでしょうか。

○少子社会対策部育成支援課長 自立支援担当職員ですが、東京都は国の制度ができる前から独自に自立支援コーディネーターという制度を設けてございまして、それに倣う形で令和2年度からは国にも自立支援担当職員の制度というものができております。現時点で、ほとんどの施設においてこのような職員を配置して、入所中から退所後も併せて支援をしております。

それで、我々としては施設ごとに自立支援担当職員を置いてしっかりとした支援をさせていただいているということで、ガイドライン等の明確なものはございませんが、各施設においてその子供に合った支援をするようにということで日頃からお願いしているところでございます。

○秋山委員 ありがとうございます。退所後の子供たちにとってとても重要な支援だと思いますので、引き続きお願いしたいと思います。

○松原委員長 ほかはいかがでしょうか。

川上委員、お願いします。

○川上委員 詳細な御説明ありがとうございます。今、秋山委員からも御質問のあった「3社会的養護の下で育つ子供たちの自立支援」の項目なのですが、保護されて施設養護を受ける子供たちは、施設で育つ年数によって自立支援の保護期間中、退所前にどれだけのことをしてあげられるかというのは全然違ってくると思うのですね。

それで、高校生ぐらいになって、15歳を過ぎて保護された子供に関しては、本当に心を癒す暇もなく、すぐ退所後の話をしなければいけないために退所後は相当きつく、子供たちも自立するような余裕もないまま外へ出されてしまうという傾向が見られていて、むしろ小さいときから施設で育ってその中で大切にされてきた子供のほうが、同じ15、16歳になったときにはかなり安定してきて、自分の将来を考える余裕もあって退所を迎えるので、退所後の経過がいいような印象を私も施設に1つ関わっている関係で見えてきております。

そういった意味では、やはりガイドラインとか、あるいは何年計画ぐらいでどういうことを指導していくのかとか、保護に至る経過によっては、できれば18歳になったらすぐ外へ出してしまうのではなくて、国の基準もあるのでしょうか、ある程度プログラムを持って、ここをクリアできてから退所するとか、そのような支援がないとなかなか厳しいのではないかなという印象を受けておりますが、東京都としてはこの辺りはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○少子社会対策部育成支援課長 措置は原則18歳までとなっておりますけれども、その後、必要があれば個々の状況に応じて措置延長という制度もございますし、今、国でもその後の自立を支援するための社会的養護自立支援事業というものもございますので、最大22歳まで施設等において支援ができるということがございますので、我々としてはそういった事業も活用しながら、個々の子供の状況に応じて適切な支援をしていけるように取り組んでいきたいと考えてございます。

○川上委員 ありがとうございます。ぜひ、その辺りはより充実させていていただきたいと思います。

○松原委員長 ほかはいかがでしょうか。

山本委員、どうぞ。

○山本（恒）委員 少し教えていただきたいのですが、今の話題について進捗状況一覧のところでは計画策定時の直近値と令和2年度実績というのを見ますと、ジョブ・トレーナー、自立支援コーディネーター、ともに令和2年度の人数は計画策定時の人数よりも大分減っているのですが、これは対象数が減っているということですか。

○少子社会対策部育成支援課長 こちらは、令和2年度から国で自立支援担当職員という制度ができましたものですから、そちらの数字がこの中には含まれておりません。これはあくまでも都で行っているジョブ・トレーナー、自立支援コーディネーターという制度の下の人数の掲載になってございますが、新たにできた国の制度の数字というのもあ

りますので、来年度以降はその数字を比較できるように表記させていただきたいと思  
います。ありがとうございます。

○松原委員長 よろしいですか。では、ぜひそのような統計で来年度からよろしくお願  
いしたいと思います。

ほかはいかがでしょう。

宮田委員、お願いします。

○宮田委員 「6 子供・子育て家庭を支えるための取組」の要支援家庭を対象としたシ  
ョートステイ事業についてなのですが、すごく素晴らしい体制を立てていただい  
ていると思うのですが、実際に保護者から、ショートステイを利用するまでではなく  
ても、少しヘルパーを使いたいとか色々な支援を日々使いたいときに、使う権利は得られ  
ていて、行政から使っていいですよと言われても、実際に自分で探さなくてはいけなく  
て、探そうと思ってもどこもなかなか対応していないというような、結局利用できない  
という御意見をよくいただくので、ショートステイの充実とともに、そのような日々の  
支援ができるような体制も整えていただけるとありがたいと思います。お願いいたしま  
す。

○松原委員長 これは各区市町村の子供家庭センターとの連携もあると思うのですが、東  
京都のほうはいかがですか。

○少子社会対策部家庭支援課長 御質問、御意見ありがとうございます。

ショートステイ事業以外の子育て事業サービスの使いやすさですとか供給量など、そ  
ういった支援体制の課題なのかなとは思っております。今、ヘルパーですとか、様々な  
国事業、東京都の事業も含めて、色々な家事援助サービスですとか訪問支援サービス  
を提供している区市町村があるかと思えます。

例えば、養育支援訪問事業1つ取りましても区市町村によって取組にばらつきがござ  
いますし、また、子供家庭支援センターのほうでどのように支援家庭にサービスを提供  
するのかという子供家庭支援センターのソーシャルワークのスキルなど、そういったも  
のサービス提供には影響があるのかなと思えます。

今、御質問いただいた、希望する使いやすいサービスを自分で選びたいなど、そのよ  
うなことでございますけれども、基本的には区市町村が支援が必要だと認めた方に対し  
て、区市町村が提供するサービスを御利用いただくという仕組みになっていますので、  
ここの事業者を使いたいからというようなことでのサービスの提供というのが現段階  
では、おそらく区市町村でそこまで柔軟な対応というのができているわけではないのか  
なと思っております。そもそも提供するサービスの確保ですとか、そのようなことは課  
題かと思っております。

少しお答えになっているかどうか分かりませんが。

○宮田委員 ありがとうございます。各区市町村にということですね。

実際には母が選びたいというわけではなくて、探せないという現実で利用ができてい

ないということみたいなのです。

○少子社会対策部家庭支援課長 子供家庭支援センターに御相談いただいても、利用できないというようなケースでしょうか。個別のケースは私のほうでは分からないのですが、基本的には今、申し上げたように区市町村に御相談いただいて、必要なサービスについては御提供できるように子供家庭支援センターが調整しているところかと思っています。

○宮田委員 ありがとうございます。

○松原委員長 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、榎沢委員。

○榎沢委員 施策の方向性の2の(1)(2)に関わる部分ですが、「(1)施設の小規模かつ地域分散化の促進」の中で、職員の勤務体制とか育成等々について検討を進めるということが挙げられております。実際にこれまでの取組状況としては小規模かつ地域分散化の加算職員を87人というふうに、人材を増やすことをされていらっしゃることは分かるのですが、職員の育成ということに関してはどのようなプランをお考えなのか、あるいは実施されているのでしょうか。

と言うのは、私は養成校に勤めていますので実習で施設に巡回に行きます。その場合によく担当の方から学生にうちを勧めてほしい、つまり就職させてくれませんかと頼まれることが多いのです。

保育所の場合にはそのようなことを頼まれることはあまりなくて、学生たちも保育所等々には積極的に就職活動をしていくのですが、施設の場合にはどうもなかなか職員になろうとする学生が少ないです。実習で学生を受け入れて養成してくれているのですが、現実的には施設に就職する人はいないので、施設の方は困っているわけです。

つまり、職員の資質以前にまずは数の確保が優先ということがあります。もちろん数とか物理的な環境の改善、大きな規模を小さくするとか、そのようなことは当然重要なのですが、職員の資質はとても重要だと思うのです。

それで、ここに職員の育成ということが書かれているので、都としては今後どのような方策をされようとしているのか、もしもプランがあれば聞かせていただきたいと思います。

○少子社会対策部育成支援課長 ありがとうございます。

人材の確保・育成は非常に重要な問題だと思っております、今もなかなか施設で人が確保できないとか、色々課題があるというふうに聞いてございます。

それで、昨年でしょうか。国に体制強化事業という事業がございまして、その中で補助員を雇って、何年か施設で勤務して児童指導員にしてもらおうというような制度なども今できてございまして、そういった制度を活用してまずは人を確保していただく。それで、人に余剰ができて、その中で指導できるような体制を構築していただくということで、なかなか即効性のあるものというのはないのですが、そうやってできるだけ人と

にかく確保していただいて、少し施設の中で人が出てきた段階で、それに合わせて指導、育成をしていくというようなことがまずは重要なのかなと思います。

あとは、我々東京都の社会福祉協議会などにおきましても人材育成の取組をやっておりますので、そういった取組と合わせながら両方向で確保と育成の取組を引き続き進めていきたいと思っておりますが、人材の確保が今は厳しい状況ですので、とにかく確保するための方策を色々やっていかなければいけないのかなと思っております。

○松原委員長 よろしいですか。ほかはいかがでしょうか。

私から1つ、児童相談所でも里親支援が拡充されてきていらっしゃるということで評価をしますが、一方で、施設の里親支援専門相談員との連携というか、役割分担を今後どうしていくのかというのが大きな課題だと思うのですけれども、その辺りは何か方向性としてお持ちでしょうか。

○少子社会対策部育成支援課長 昨年度からフォスタリング機関事業を開始してございまして、来年度以降も2つの児童相談所で開始していきますけれども、そのフォスタリング機関事業を増やしていく中で、今もモデル的にやっておりますが、役割分担等、こういった形が里親にとって一番いいのか、そのようなことも踏まえながら事業を進めていきたいと思っております。

○松原委員長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

では、先へ進みたいと思います。貴重な御意見ありがとうございました。それではもう一つの議題の「新たな専門部会の設置について」、事務局からまず御説明をいただきたいと思っております。

○少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 中嶋から御説明申し上げます。

資料5「新たな専門部会の設置について」をご覧ください。今回「子供の意見表明を支援する仕組み」を検討していくため、専門部会を設置し、検討を進めてまいりたいと考えております。

まず、本テーマの設定についてでございます。資料の「1 経緯」というところをご覧ください。

児童相談所における相談援助におきましては、子供の最善の利益の観点から援助方針を決定し、個々の支援に取り組んでいるところですが、支援に当たり、当事者である子供が自らの意見や希望をきちんと表明できることが大切であり、そうした環境を整えるとともに、酌み取った意見を考慮しながら援助していくことが重要と考えてございます。

一方で、その重要性がありながらも、必ずしも個々の意見表明に対する配慮なり考慮が十分に行えていない状況もあるのではないかというふうに認識しているところです。

子供の意見表明支援に関しましては、この間の国の動向を振り返りますと、まず平成28年児童福祉法改正においてその附帯決議で、自分から声を上げられない子供の権利を保障するため、子供の権利擁護に係る実効的な方策を検討することとされておりました。

て、国において子供の権利擁護のための調査研究はこの頃から始まっております。

その後、令和元年の児童福祉法改正では、法施行後2年後をめどに児童の保護及び支援に当たって、児童の意見を聞く機会及び児童が自ら意見を述べる機会の確保、当該機関における児童を支援する仕組みの構築、児童の権利を擁護する仕組みの構築等、児童の最善の利益が優先して考慮されるための措置の在り方について検討を加え、必要な措置を講じるものとされておりました。

この改正を受けて、国では令和元年に子供の権利擁護に関するワーキングチームが設置され、本年の5月、子供の声が適切に関係機関に届くよう、意見表明支援員、子供アドボケイト等の仕組みを構築すべしという取りまとめが提示されました。

現在、国においては、本ワーキングチームの提言内容も踏まえながら児童福祉法の改正が検討されている状況と認識しております。

都では社会的養育推進計画、先ほど詳細を御説明申し上げましたけれども、この中で国の動向も踏まえながら、児童相談所が関わる子供の更なる権利擁護を図るために、子供の意見表明を支援する新たな仕組みの在り方について検討していくこととしておりましたが、このたび児童福祉審議会に専門部会を設置して進めてまいりたいと考えているものでございます。

次に、「2 検討体制」でございます。委員構成は、意見表明支援というテーマに鑑みまして、子供の権利擁護に精通した弁護士や児童福祉、臨床心理等の分野の専門家と、社会的養護の分野における関係者、具体的には児童養護施設、障害児入所施設、養育家庭などの関係者により審議を進めてまいりたいと考えております。

次に、「3 検討スケジュール」です。第1回を来月開催し、令和5年1月頃までに取りまとめを行うべく、計6回程度開催する形でスケジュールを引かせていただいております。詳細は次のページに記載してございますので、こちらは後ほどご覧いただければと思います。

表紙の1枚目に戻りますけれども、部会の大きな展開、進め方に関しましては、令和3年度内は子供の意見表明支援に関する現状把握と論点整理を行うこととし、論点別に対応の方向性を検討できればと考えてございます。

また、検討範囲ですけれども、国のワーキングチームの提言も踏まえまして、いわゆる子供アドボケイト、意見表明支援員や権利救済システムを議論の中心に据えてまいりますが、子供の意見表明を支援する既存の仕組みの現状把握や制度改正も含めて議論していければと考えてございます。

例えば、現状、既存の制度という点では、施設の苦情解決制度や第三者委員制度のほか、都が他自治体に先駆けて取り組んだ一時保護所における弁護士巡回や、本年7月に事業開始した里親子のサポートネット等、様々な先行事例もございますので、これらの実施状況も踏まえながら検討していければと考えてございます。

なお、検討に当たりましては、社会的養護に関する当事者参加を確保するという観点

から、子供からの意見聴取をプロセスとして組み込んでいきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○松原委員長 ありがとうございます。

このような専門部会をスタートさせたいということで、子供の意見表明を支援する仕組みの検討をする、このスタート時点に当たって皆様の御示唆とか御意見等を伺いたいと思います。何かあればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

磯谷委員、お願いします。

○磯谷委員 磯谷です。

今回の取組は、非常に重要な取組だと思っています。もう随分、昔ではありますけれども、以前、児童相談所の方と少し議論したことがあります。

というのは、こういう子供の意見表明をサポートする、当時は弁護士の役割についての話になつたのですが、児童相談所の職員の方から、なぜそのような役割をする人が必要なのだ、自分たちが子供の福祉を一生懸命考えて、子供のために思っているのに、なぜそこで弁護士が出てきて子供の意見がどうのこうのというような話になるのだ、ということをおっしゃられたことがあるのです。

それに対して、しかし、アドボケイトというのは決して児童相談所の方が子供の権利をきちんと考えられていないとか、そのようなことではなくて、子供が例えば本当に意見を言いたいときに、やはり自分のことを決める、いわば生殺与奪の権を持っているような人に全てを明らかにして相談ができるか。それはなかなか難しいですね。自分のことをどう受け止められるのだろうかという不安もあります。

やはりこういう子供の声をきちんと届けるという人は、何か権限を持っていたり、あなたのことを決められるよという人ではなくて、そのような役割から外れて、そのような役割ではない人が純粋に子供の声というのをきちんと届ける、それが非常に必要なのだというお話をしたことがあります。

これから子供の権利擁護というのは、あるいはアドボケイトというのは大切で、多分、そこで正面から異論を唱える人はいないと思うのですが、ただ、やはり今の声のように、現場としては、自分たちはよく考えているのだ、自分たちは子供のことをよく考えているのだ、そこがやはり抵抗として出てくるのだと思うのです。そこは決して今のケースのように否定するのではないけれども、それは役割が違うのだというところをやはりしっかり受け止めていただく。その作業というのは非常に重要になってくるだろうと思っています。

それから、2点目は子供の意見をヒアリングするというのは当然いい取組というか、必須の取組だと思いますけれども、ここのヒアリングについてどういう形でされることを考えておられるのかというところは、まだ多分あまり固まっていなくて、興味があるところです。

端的に言えば、こういう場に子供を呼んで、どうですかと言っても、それは聞き方と

しては最悪な聞き方ですよね。国連の子どもの権利委員会の一般的意見の中にも出ていますけれども、やはり子供が話しやすい環境ですね。きちんとそこを整えるというところが、まず第一段階として非常に重要です。もちろん、年齢にもよるとは思います。

しかしながら、場合によっては委員のほうが出て行って、なじみの環境で、あるいはすごくくつろいだようなところでお話を聞く、そのような工夫というの、まず試されているのかなと思いますので、ぜひ御配慮いただければと思います。

以上です。

○松原委員長 ありがとうございます。貴重な御意見だったと思います。また専門部会の中で具体的な詰めをしていただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

久保委員、お願いします。

○久保委員 保育部会の久保です。

この件に関しましてはあまり知識とか経験がないのですけれども、過去において子供が例えば親から虐待をされていて、その虐待をされていることを誰かに伝えたいのだけれどもなかなか伝えられなくて、しかもその伝えた内容について秘密保持がどこまで守ってもらえるのかとか、そういったことをかなり興味深く読んだ記憶があります。子供は親のいる前だったら虐待されているような状況ですとか本音は話せないと思うのですが、その虐待されている事実自体をやはり誰かに知ってもらいたい、知ってもらいたいだけでも、秘密保持をしてもらいたい、そして、その結果がうまくいくように配慮してもらいたい。

このように、子供は子供なりに色々な意見なり、自覚なり、親に対してどういうことをやってもらいたいのか、それについてどういうふうに介助してもらいたいのかということを考えていると思いますので、先ほど磯谷委員が言われましたように、子供が本当のことを話せる、そのきっかけをどのようにつくっていくかということと、それに対して秘密保持をどのように守ってあげられるかということもぜひ考えていただきたいと思います。少し経験不足で申し訳ないのですけれども。

○松原委員長 とんでもありません。非常に重要な御意見だと思います。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

大竹委員、お願いします。

○大竹委員 大竹です。

今、東京都で児童相談所が関わっている要保護児童というのは4,000人ぐらいいらっしゃる。そうすると、このアドボケイトは4,000人の子供たちに関わっていくのか。先ほど子供の本当の声を聞くといったときに、1回だけの面接で子供たちから本当の声を聞けるか。そうすると、その子供1人に関わっていくのも相当な時間が必要ではないか。そのような中であって、この4,000人ぐらいを対象にするのか。ここも



議論になっていくと思うのですけれども、そういったことを含めてこれから専門部会の方々には先行事例等を参考にさせていただいて、どういった対応をされていくのかを詰めていただければと思っています。

以上です。

○松原委員長 ありがとうございます。

白川委員、お願いします。

○白川委員 今までも御意見が出ておりましたけれども、子供への意見聴取でかなり子供たちの年齢というのが重要になってくるかと思えます。

今は調査段階だと思うのですけれども、乳児の虐待死亡事例というのはとても多いわけですが、乳児へのヒアリングというのは少し難しいかと思うのですけれども、幼児、そして児童期の子供たちについてやはりレポートができていないと、虐待を受けた子供たちというのは自分の声を表明するということはなかなか難しいかと思えますので、時間をかけることとか、あとは臨床心理の専門家の方が入っておられるので、様々な幼児向け、または児童向けの心理療法、専門的な技法というのを持っていらっしゃるかと思うのですけれども、様々な発達段階の子供たちのデータといえますか、発達的な特徴を踏まえたものを出していただきたいと思えます。

○松原委員長 ありがとうございます。なかなか難しい課題ではありますが、ほかはいかがでしょうか。

榎沢委員、お願いします。

○榎沢委員 ヒアリングをされるというのはとても大事な方法だと思うのですが、ヒアリングの対象としてこの計画の中に載っているのは児童養護施設等を退所した方、それから第三者委員の方です。子供の意見を聞くということはとても重要だと思うのですが、その一方で、例えば保育所など、福祉施設で虐待とか、あるいは不適切な行為がなされている場合に、そのことを職員は知っているけれども、言えないでいるということがあります。つまり、職員はこんなことをしてはいけないと思っているのだけれども、それを公に言うことができない圧力といえますか、そのようなことがあると思うのです。

児童養護施設の退所者というのは多分利用して退所した人のことだと思うのですが、その方たちだけではなくて、その施設で働いている方、子供の代わりに言いたいと思っているけれども、言えないでいる方も視野に入れたらどうかと思えます。

以上です。

○松原委員長 また専門部会で検討していただきたいと思えます。

ほかはいかがでしょうか。

では、お願いします。

○米原委員 米原でございます。

こういった児童相談所における子供の意見の表明というのはとても大事なことだと思うのですけれども、そもそも都の子供施策において子供の意見表明の配慮というのは、

多分、医療においても教育においてもまだまだ課題があるのではないかと思いますので、その施策全体として、子供施策全体として意見表明とか、アドボケイトとか、総合的に議論する場というものをつくっていただけるといいかというふうに思いますので、御検討よろしく願いいたします。

○松原委員長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。専門部会に所属される方は大変だと思いますが、事務局とも連携しながらいい成果を待ちたいと思います。

ほかに何か御発言のある方はいらっしゃるでしょうか。

秋山委員、どうぞ。

○秋山委員 秋山です。子供の権利擁護という視点から、1点提案を申し上げたいと思います。

児童福祉審議会においては児童虐待死亡事例等検証部会を設置し、虐待により子供の命が失われるなどの重大事例について毎年度検証を実施してまいりました。子供やその家族に関わりのあった関係機関が、自らの支援の在り方や他機関との連携の在り方を振り返り、何かできることがあったのではないかという思いで真摯に検証に取り組むことはとても重大なことだと思っております。

一方で、子供の命が失われるのは虐待による場合に限られるものではありません。今とても気になっているのが子供の自殺であり、まさに児童福祉審議会としてきちんと向き合うべき課題なのではないかと思います。

コロナ禍において、子供の心のケアの重要性が様々な形でクローズアップされています。本来であれば無限の可能性を持っているはずの子供たちが、自ら命を絶つに至るのは本当に痛ましいことです。亡くなってしまった子供の思いを計り知ることはできませんが、子供が暮らしていた家庭や地域、学校などには様々な大人や友人がいたはずで

死を選ぶに至るほどの苦しい思いに誰かが気づいて、支援の手を差し伸べることはできなかったのか。どうすれば子供たちの悩みや苦しみに寄り添うことができたのか。相談や支援の在り方をきちんと検証して、対応を考えていくことが重要なのではないかと感じています。

残念なことに、児童虐待死亡等検証部会では虐待によらない自殺は検証対象になりません。毎年のように10代の子供たちの死因の第1位が自殺であるということを、児童福祉審議会委員として重く受け止める必要があるのではないかと考えています。虐待ではないから、児童相談所や区市町村の子供家庭支援センターが関わっていなかったからという理由で検証しないままにしてよいのか。むしろ、なぜ関われなかったのかということを考えることも必要ではないかと思います。

については、ぜひ自殺事例についても東京都独自の新たな取組として児童福祉審議会の検証対象とすることを提案したく、また、検証に当たっては福祉部門だけでなく、子供が通っていた学校等を所管する教育部門、あるいは幼少期に関わっていた母子保健部

門とともに連携しながら取り組んでいただきたいと提案いたします。

以上です。

○松原委員長 ありがとうございます。

今の秋山委員の御提案について、委員の方から何か、御感想なりおありになりますか。どうぞ。

○久保委員 子供の自殺というのは、やはりものすごいその子に起こった一大事件だと思います。虐待以外の子供が自殺するまでに至る経過というのは、色々な条件がその子に押し寄せてきて、結果的にそうせざるを得ないということになってしまうと思いますので、虐待だけではなくて自殺をした子供の心の裏に、奥に何があったのかというのはぜひそれこそ都の大きな力で探っていただいて、それを教育の現場とか色々な現場に生かしていただくのは非常に重要なことだと思います。秋山委員の意見に賛同いたしますので、よろしく願いいたします。

○松原委員長 事務局のほうは何かありますか。

○子供・子育て施策推進担当部長 貴重な御意見をありがとうございます。

子供の自殺は本当に深刻といいますか、非常に重要なテーマだとは思いますが。私どもは虐待をテーマに絞って検証してきていますけれども、子供の自殺は秋山委員、久保委員も触れられていらしたとおり、背景に非常に色々な要因がある。いじめだったり、まさに教育現場にも色々聞いていかなければならない非常に幅広い関わりがあり、検証をするにしてもフィールドが大変広がるかと思えます。今、非常に大きなテーマをいただきましたので、何ができるのか、まずは我々も考えていきたいと思えます。

御提案ありがとうございます。

○松原委員長 児童虐待死亡事例等検証部会もありますし、秋山委員はそこにも所属されていますので、機会があればそこでも少し基礎的な議論をしていただいて、また本委員会に反映をしていただいてもいいかなと思えます。

ほかはいかがでしょう。

磯谷委員、どうぞ。

○磯谷委員 すみません、若干時間があるようですので。

日本弁護士連合会のほうで、今年の10月に子供の権利基本法について提言をいたしました。本来であればお配りをした上でお話しすべきなのですが、大変恐縮ではございますが、日本弁護士連合会のウェブサイトで閲覧できるようになっております。

今、国のレベルでもこども庁の創設であるとか、子供の権利というところで、かなり議論にこれからなっていくのだろうと思っておりますけれども、そのような中で日本弁護士連合会として子供の権利擁護、そしてその仕組みの在り方はどうなのかというところを取りまとめたものでございます。

基本的には法律レベルではありますけれども、一部やはり地方公共団体と国との関係、あるいは地方公共団体における子供の権利擁護機関の問題についても少し触れており

ますので、御関心があれば一度、内容を御確認いただければと思います。

以上でございます。

○松原委員長 ありがとうございます。

ほかによろしいですか。

最後に、専門部会の設置についてはお認めいただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員 首肯)

○松原委員長 ありがとうございます。委員については、私に一任をしていただくということによろしいですか。

(委員 首肯)

○松原委員長 ありがとうございます。では、できるだけ早く専門部会を立ち上げて審議が始められるようにしていただき、私も御協力したいと思っております。

委員については、事務局から各委員にお知らせしたいと思います。御指名等がありましたら、ぜひ御協力をよろしくお願ひしたいと思います。

今日の審議はここまでということによろしいでしょうか。

それでは、事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願ひします。

○少子社会対策部計画課長 本日は、たくさんの貴重な御意見、御提案をいただきましてありがとうございました。

今後の予定でございますが、先ほど御承認いただきました新たな専門部会につきましては、委員長による部会委員の御指名後、委員の皆様と日程調整の上、できるだけ早くスタートさせていただきたいと思ひます。

また、次回の本委員会の開催につきましては、委員長、副委員長と御相談の上、改めて皆様に御通知させていただきたいと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

○松原委員長 それでは、皆さん遅い時間までありがとうございました。これで閉じたいと思ひます。

閉 会

午後 7 時 3 3 分